特別支援学校センター的機能による

教育相談の利用手順

全ての子供たちのために、必要に応じて特別支援教育を充実できるよう教育相談を行っています。 ステップ I からIIIまでの取組を踏まえて、校内で解決できない場合は、ご相談ください。

発達検査の目的は、対象幼児児童生徒の発達の偏りや特性の傾向をつかみ、特性に応じた学習方法や 生活上の配慮点について助言を行うことです。発達検査を実施する必要性については、授業等の観察後 に検討させていただきます。

ステップ I 学級による指導支援

- ○担任を中心に気掛かりな児童生徒を把握→校内委員会で検討
- ○チェックリスト等を活用し、実態の詳細を把握
- ○個別の指導計画を作成 ○保護者の同意があれば、保護者とともに個別の教育支援計画を作成
- ○個別の指導計画、個別の教育支援計画に沿って、一定期間、指導・支援を実施
- ○実施した指導・支援の方法と児童生徒の変容について記録
- ○校内委員会への報告とともに、効果的だった指導・支援の方法を全職員で共有



効果が上がらない場合は、ステップⅡに移ることを校内委員会で検討

ステップⅡ 学年による指導支援

- ○対象児童生徒の課題やこれまでの指導・支援の方法を整理し、学年による指導・支援の方法を検討
- ○「習熟度別の学習」「休み時間なども同学年の教師が目を配る」「学年会で指導・支援の方法について話し合う」など
- ○学年による指導・支援を一定期間継続し、記録
- ○校内委員会への報告とともに、効果的だった指導・支援の方法を全職員で共有



効果が上がらない場合は、ステップⅢに移ることを校内委員会で検討

ステップⅢ 校内体制による指導支援

- ○校内の様々な人的資源を活用し、具体的な支援体制、指導・支援の方法を検討
- ○「ティームティーチング」「休み時間などに、学級に所属していない教師が目を配る」など
- ○校内体制による指導・支援を一定期間継続し、記録
- ○校内委員会への報告とともに、効果的だった指導・支援の方法を全職員で共有



特別支援学校の教育相談利用

ステップ I 〜Ⅲまでの経過を踏まえて、指導・支援の 方法を一緒に検討させていただきます。

ホームページの「教育相談のご案内」をご確認の上、電話連絡をお願いします。

※なお、幼児関係については、個別にご説明いたします。 (相談後、1 か月間の実践後に、相談経過報告書を提出してください)



※他の関係機関の利用については、

別途、ご確認ください。



※「学びの場の変更」については、 市町教育委員会にご確認ください。